

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。